3

令和８年第５回

多治見市議会定例会

議　案　説　明　資　料

令和８年 11 月 24 日

目 次

報第35号　専決処分の報告について ---------- 1
報第36号　専決処分の報告について ---------- 1
報第37号　専決処分の報告について ---------- 1
報第38号　専決処分の報告について ---------- 2
報第39号　専決処分の報告について ---------- 2
報第40号　専決処分の報告について ---------- 2
議第105号　多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて ---------- 2
議第106号　多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて ------- 3
議第107号　多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正するについて ------- 6
議第108号　多治見市健全な財政に関する条例等の一部を改正するについて ------- 6
議第109号　多治見市手数料条例の一部を改正するについて ---------- 8
議第110号　多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて --- 8
議第111号　多治見市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正するについて ---------- 9
議第112号　多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて ---------- 9
議第113号　多治見市火災予防条例の一部を改正するについて ----------10
議第114号　多治見市下水道条例の一部を改正するについて ----------11
議第115号　令和８年度多治見市一般会計補正予算（第４号）
議第116号　令和８年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議第117号　令和８年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議第118号　令和８年度多治見市下水道事業会計補正予算（第３号）
１　令和８年度会計別補正予算表 ----------12
２　令和８年度一般会計予算（補正第４号）の主要内容 ----------13
３　令和８年度一般会計税等内訳一覧表 ----------18
４　令和８年度一般会計予算（補正第４号）の主要内容（継続費・繰越明許費・債務負担行為） ----------19
５　特別会計の主な事業内容 ----------22
６　企業会計の主な事業内容 ----------22
７　財政判断指数の見込み ----------23

報第35号　専決処分の報告について

普通財産である貸付地（多治見市笠原町字平下991番３の一部）について、土地賃貸借契約の未払賃料及び遅延損害金の請求を行うため、訴訟を提起することとした（令和８年11月５日専決処分）。

（１）　事　　件　　名　土地賃料等請求事件

（２）　当　　事　　者　原告　多治見市　代表者　多治見市長　髙木　貴行

被告　愛知県名古屋市港区港栄四丁目601番

日善株式会社　代表者　代表取締役　梁原　秀樹

（３）　訴訟物の価額　一金　478,084円

※令和６年４月１日から令和８年３月31日までの未払賃料

報第36号　専決処分の報告について

旧多治見市立笠原中学校跡地の隣接地（多治見市笠原町字向島2350番。以下「本土地」という。）について、本土地の分割を求め、訴訟を提起することとした（令和８年11月５日専決処分）。

（１）　事　　件　　名　共有物分割請求事件

（２）　当　　事　　者　原告　多治見市　代表者　多治見市長　髙木　貴行

被告　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊　＊＊＊

（３）　訴訟物の価額　一金　2,430円

（４）　経　　緯

ア　市は、令和８年３月24日議第39号の議決を経て、令和８年４月１日から学校法人中京学院に対して、旧多治見市立笠原中学校跡地の無償貸付を開始。

イ　市は、当該跡地を、学校法人中京学院が中京学院大学の教育の用に供する目的で使用するため、令和９年度に無償譲渡する予定。

ウ　譲渡に向けた境界確定のため測量を開始したところ、当該跡地の一部（プール及びグラウンド敷地の一部）に本土地の一部が含まれている可能性が極めて高いことが判明。

エ　本土地の取得に向けて所有者32名と交渉し、被告以外の31名と合意。この結果、市は、本土地の共有持分の９割以上を取得。

オ　一方、被告との交渉は合意に至らず、本土地は市と被告の共有状態となっている。

報第37号　専決処分の報告について

本市職員（税務課所属）が、誤認により、相続人ではない親族に、令和７年12月22日付けで納税義務の承継を知らせ、相続の意思を確認するための文書を送付した。これを受け、当該親族が家庭裁判所に相続放棄の申述手続を行い、本来必要のなかった手続費用について損害が発生した。

これに対する損害賠償額を令和８年９月10日、相手方５名につき合計25,240円と

定めた。

〔過失割合：市側100％、相手側０％〕

報第38号　専決処分の報告について

多治見市総合体育館第２競技場の利用料金の一部について、システムの設定誤りに起因し、令和８年７月22日までの間、同施設の指定管理者が令和７年４月１日改定前の金額で料金を誤って徴収していた。利用者に責はないため、負担を求めないこととしたが、これにより、納入されるべき金額との差額について、当該指定管理者に損害が発生した。

これに対する損害賠償額を令和８年10月30日、112,308円と定めた。

〔過失割合：市側70％、相手側30％〕

【参考】

・対象利用料金：多治見市総合体育館第２競技場（全面・市外利用）

・対象件数及び納入されるべき金額との差額

	件数	料金（正）	料金（誤）	差額
令和７年度	80件	260,210円	164,790円	95,420円
令和８年度	61件	178,150円	113,130円	65,020円
合計	141件	438,360円	277,920円	160,440円

報第39号　専決処分の報告について

令和８年７月27日午前８時頃、多治見市立共栄小学校南側の法面において、同校校務員が刈払機での草刈作業中に、石を飛散させ、当該法面の南側に位置する市有地の駐車場内に駐車中の軽自動車に当て、同車両右フロントドア（窓ガラスを含む。）を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和８年10月30日、311,443円と定めた。

〔過失割合：市側100％、相手側０％〕

報第40号　専決処分の報告について

令和８年10月２日午前８時頃、市内大原町９丁目地内において、市道513600線を南進中の普通自動車が、道路上に生じた穴にはまり、同車両左側前輪のタイヤを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を令和８年11月９日、3,696円と定めた。

〔過失割合：市側30％、相手側70％〕

議第105号　多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨

（１）　令和８年人事院勧告における一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合を改める。

（２） 多治見市特別職報酬等審議会の答申を受け、市長、副市長及び教育長の給料月額を引き上げる。

２　改正内容

（１） 期末手当の支給割合を次のとおり改める（第５条関係）。

（単位：月分）

区分	改正前	改正後	
		令和８年度	令和９年度以降
６月	2.300	2.300	2.325
12月	2.300	2.350	2.325
合計	4.600	4.650	4.650

（２） 常勤の特別職職員の給料月額表を次のとおり改める（別表関係）。

区分	改正前	改正後	引上げ額
市長	1,005,000円	1,035,000円	30,000円
副市長	840,000円	865,000円	25,000円
教育長	665,000円	685,000円	20,000円

３　施行日

期末手当の改定

令和８年度分　公布の日（令和８年12月１日から適用）

令和９年度以降分　令和９年４月１日

給料月額表の改定

令和９年４月１日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第１号関係）】

令和８年７月に市長から諮問を受けて、多治見市特別職報酬等審議会が全３回開催された。審議会では、物価高騰や市長、副市長及び教育長の実績等を総合的に審議した結果、市長、副市長及び教育長の給料月額について「引上げ」が妥当とし、同年10月19日に答申を行った。

【市民参加状況報告（市民参加条例第７条第３項、議会基本条例第13条第４号関係）】

パブリック・コメント手続

［案　　件］ 多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例及び多治見市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

［実施期間］ 令和８年10月27日から同年11月12日まで

［寄せられた意見と市の回答］ 意見なし

議第106号　多治見市職員の給与に関する条例等の一部を改正するについて

１　改正趣旨

令和８年人事院勧告に基づく民間給与の状況を踏まえた国家公務員の給与改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。

（１） 多治見市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第２号）

（２） 多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第28号）

（３） 多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年条例第29号）

（４） 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第25号）

２ 改正内容

（１） 多治見市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の一部改正〔第１条・第２条〕

ア 宿日直手当の支給額を改める（第18条の２関係）。

イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める（第18条の４及び第18条の７関係）。

一般職職員（特定管理職員を除く。） （単位：月分）

区分		改正前	改正後	
			令和８年度	令和９年度以降
期末	６月	1.2625	1.2625	1.275
	12月	1.2625	1.2875	1.275
	合計	2.525	2.55	2.55
勤勉	６月	1.0625	1.0625	1.075
	12月	1.0625	1.0875	1.075
	合計	2.125	2.15	2.15

一般職職員（特定管理職員） （単位：月分）

区　　分		改正前	改正後	
			令和８年度	令和９年度以降
期末	６月	1.0625	1.0625	1.075
	12月	1.0625	1.0875	1.075
	合計	2.125	2.15	2.15
勤勉	６月	1.2625	1.2625	1.275
	12月	1.2625	1.2875	1.275
	合計	2.525	2.55	2.55

定年前再任用短時間勤務職員（特定管理職員を除く。） （単位：月分）

区　　分		改正前	改正後	
			令和８年度	令和９年度以降
期末	６月	0.7125	0.7125	0.725
	12月	0.7125	0.7375	0.725
	合計	1.425	1.45	1.45
	６月	0.5125	0.5125	0.525

勤勉	12月	0.5125	0.5375	0.525
	合計	1.025	1.05	1.05

定年前再任用短時間勤務職員（特定管理職員）　（単位：月分）

区　分		改正前	改正後	
			令和８年度	令和９年度以降
期末	６月	0.6125	0.6125	0.625
	12月	0.6125	0.6375	0.625
	合計	1.225	1.25	1.25
勤勉	６月	0.6125	0.6125	0.625
	12月	0.6125	0.6375	0.625
	合計	1.225	1.25	1.25

ウ　一般職給料表を改める（別表第１関係）。

（２）　多治見市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正〔第３条〕

ア　特定任期付職員給料表を改める（別表第１関係）。

イ　一般任期付職員給料表を改める（別表第２関係）。

（３）　多治見市一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正〔第４条・第５条〕

ア　期末手当の支給割合を改める（第６条関係）。

（単位：月分）

区　分		改正前	改正後	
			令和８年度	令和９年度以降
期末	６月	2.325	2.325	2.35
	12月	2.325	2.375	2.35
	合計	4.65	4.70	4.70

イ　第１号任期付研究員給料表を改める（別表第１関係）。

ウ　第２号任期付研究員給料表を改める（別表第２関係）。

（４）　多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正〔第６条・第７条〕

（１）に伴い、給与条例から引用する部分を改めるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める（第20条及び第20条の２並びに第30条及び第30条の２関係）。

（単位：月分）

区　分		改正前	改正後	
			令和８年度	令和９年度以降
期末	６月	0.7125	改正なし	0.725
	12月	0.7125		0.725
	合計	1.425		1.45

勤勉	6月	0.5125		0.525
	12月	0.5125		0.525
	合計	1.025		1.05

3　施行日

給料表等の改定（(1)ア・ウ、(2)ア・イ、(3)イ・ウ）

公布の日（令和８年４月１日から適用）

期末手当・勤勉手当の改定（(1)イ、(3)ア）

令和８年度分　　公布の日（令和８年12月１日から適用）

令和９年度以降分　令和９年４月１日

会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の改定（(4)）

令和９年４月１日

議第107号　多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正するについて

1　改正趣旨

小切手の廃止に伴い、退職手当を小切手の振出しにより支払うことができなくなったことから、所要の改正を行う。

2　改正内容

退職手当の支払について、小切手を振り出す方法により行うことができる規定を、申出により口座振替の方法により行うことができる規定に改める（第２条の３第１項関係)。

3　施行日　公布の日

議第108号　多治見市健全な財政に関する条例等の一部を改正するについて

1　改正趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和８年法律第27号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の一部改正を受け、業務の簡素化・効率化の観点から、次の条例について、本市における財政状況の公表及び公営企業の業務状況の公表の回数を毎年１回とする。その他所要の改正を行う。

（1）　多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）

（2）　多治見市財政状況の公表に関する条例（平成４年条例第７号）

（3）　多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第31号）

（4）　多治見市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）

2　改正内容

（1）　多治見市健全な財政に関する条例の一部改正〔第１条〕

ア　財政状況の公表回数を毎会計年度１回（改正前：毎年２回以上）とする（第５条関係)。

イ　財務諸表の作成について、決算認定時の議会への提出義務規定を削除する

とともに、作成後速やかに公表しなければならないこととする（第６条関係）。

（２） 多治見市財政状況の公表に関する条例の一部改正〔第２条〕

財政状況の公表について、４月１日から９月30日までの期間におけるものを11月末日までに公表することとする（第２条関係）。

（３） 多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正〔第３条〕

ア 業務状況説明書類の作成を毎事業年度１回（改正前：２回）とし、４月１日から９月30日までのものを11月末日までに作成しなければならないこととする（第７条関係）。

イ 業務状況説明書類の記載事項から、決算の状況並びに予算の概要及び事業の経営方針を削除する（第７条関係）。

（４） 多治見市病院事業の設置等に関する条例の一部改正〔第４条〕

ア 業務状況説明書類の作成を毎事業年度１回（改正前：２回）とし、４月１日から９月30日までのものを11月末日までに作成しなければならないこととする（第７条関係）。

イ 業務状況説明書類の記載事項から、決算の状況並びに予算の概要及び事業の経営方針を削除する（第７条関係）。

３ 施行日 令和９年４月１日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第１号関係）】

１ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方自治法及び地方公営企業法の一部が改正され、地方公共団体の業務の簡素化・効率化等の観点から、地方公共団体の財政状況等の公表回数を毎年２回以上から１回以上とすることとされた。

２ 法改正の背景としては、地方公共団体においては、予算及び決算についても、その要領を公表することとされている一方、インターネットの普及等により、住民等は、比較的容易に地方公共団体の行財政運営に関し必要な情報を得ることができるようになっており、加えて、健全化判断比率の公表、決算情報を基にした財政状況資料集の公表等が実施されており、住民等が地方公共団体の財政状況を把握するための更なる仕組みが設けられていることを踏まえ、毎年２回以上の公表を義務付ける必要性は、当該公表制度の創設当時と比較して低下していると考えられることから、地方公共団体における事務負担軽減の観点を踏まえ、財政状況等の公表回数について緩和することとされたものである。

３ 法改正を受け、本市においても、同様の趣旨から、財政状況の公表回数を毎年２回から１回とし、予算の要領及び決算の要領の公表時期と重複しないよう、当該会計年度等の上半期（４月から９月まで）の歳入歳出予算の執行状況等を11月に公表することとした。公営企業の業務状況についても同様とすることとした。

４ 多治見市健全な財政に関する条例第６条の規定に基づく財務諸表の作成について、現規定では、決算認定時における議会への提出義務が規定されている。当初

は決算認定に間に合わせることが可能であったものの、国から「統一的な基準」が示され、固定資産台帳の整備や複雑な連結処理が必要となり、決算認定時までの作成が困難となった。現在は、決算年度の次年度末までに作成及び公表をしており、実態に即して、この機会に改正を行うこととした。

【市民参加状況報告（市民参加条例第７条第３項、議会基本条例第13条第４号関係）】

パブリック・コメント手続

［案　　件］　地方公共団体の財政状況等の公表回数等について

［実施期間］　令和８年８月７日から同年９月７日まで

［寄せられた意見と市の回答］　意見なし

議第109号　多治見市手数料条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨及び改正内容

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の一部改正により生じた条ずれについて、標記条例中の引用箇所を改める（別表98の項関係）。

２　施行日　公布の日

議第110号　多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨

（１）　標記条例による医療費助成（以下「医療費助成」という。）において電子資格確認（オンライン資格確認）を導入するため、所要の改正を行う。

（２）　精神障害者（自立支援医療費の支給認定のうち精神通院医療に係る支給認定を受けている者をいう。以下同じ。）に対する医療費助成を現物給付により行うことを可能とするため、所要の改正を行う。

（３）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

２　改正内容

（１）　医療費助成に係る保険医療機関等での受給資格者確認について、電子資格確認※により行うことができることとする（第７条関係）。

※マイナンバーカード（個人番号カード）に記録された電子証明書（利用者証明用電子証明書）を送信する方法により、保険医療機関等から受給資格者であることの確認を受けることをいう。

（２）　現物給付による医療費助成の対象から精神障害者を除外する規定を削除するとともに、規定の整備を行う（第４条及び第８条から第10条まで関係）。

（３）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により生じた項ずれについて、標記条例中の引用箇所を改める（第４条関係）。

３　施行日　令和９年３月１日。ただし、（３）については、令和９年４月１日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第１号関係）】

１　医療費助成のオンライン資格確認の導入

医療費助成のオンライン資格確認（医療費助成の受給者証のマイナンバーカー

ドへの一体化）については、マイナ保険証で、医療保険に加え、各種公費負担医療や地方単独公費負担医療の資格確認を可能にするものとして、国が「医療ＤＸの推進に関する工程表（令和５年６月２日医療ＤＸ推進本部決定)」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画（最新版は令和８年７月21日閣議決定)」に基づき、各自治体での導入を推進、令和８年度中に全国規模での導入を目指している。

医療費助成においては、受給者や医療機関の利便性が向上すると判断し、また、令和８年度中に導入した場合、導入に伴うシステム改修が補助の対象（補助率1/2、上限500万円）となること及び県内市町村も全てが導入予定（一部導入済み団体あり）であることを踏まえ、令和９年３月に導入することとした。

なお、紙の受給者証は引き続き交付する。

２　精神障害者医療費助成の現物給付化

精神障害者の医療費助成については、唯一現物給付化がなされておらず、かねてより課題となっていた。現物給付化を実施することは、市民の利便性の向上に資すると考え、１の機会を捉え、現物給付化に踏み切ることとした。

【市民参加状況報告（市民参加条例第７条第３項、議会基本条例第13条第４号関係）】

パブリック・コメント手続

［案　　件］　多治見市福祉医療費の助成に関する条例及び多治見市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正するについて

［実施期間］　令和８年９月18日から同年10月20日まで

［寄せられた意見と市の回答］　意見なし

議第111号　多治見市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨及び改正内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の一部改正により生じた項ずれについて、標記条例中の引用箇所を改める（第１条関係)。

２　施行日　公布の日

議第112号　多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨及び改正内容

市長が特別な事情があるとして規則で定める場合は、規則で定めるところにより、市営住宅の模様替え又は増築に係る原状回復又は撤去の全部又は一部を免除することができることとする（第26条関係)。

２　施行日　公布の日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第１号関係)】

１　市営住宅の模様替え又は増築（以下「増築等」という。）は、原状回復又は撤去（以下「撤去等」という。）が容易である場合で、市長の承認を得たときに可能となっており、明渡し時には、自己費用で撤去等を行うことを条件としている。

なお、市長の承認を得ずに増築等を行った場合は、自己費用で撤去等を行う義務がある。

２ 一部の市営住宅においては、現代では住宅設備として必要不可欠な浴室がないこと、市営住宅間での転居を認めていないことなどを背景として、家族が増えた際などに入居者が浴室や居室の増築等をしてきた実態がある。

３ このような増築物については、入居者の転居により増築等をした者が不明であるなどの事情も踏まえ、集約化のため新たな入居者を募集しない場合等には、敷金の残額を充当することで撤去等に代えるとの取扱いを行ってきた。

４ 今般、事務処理の明確化を図るため、増築物の撤去等に係る取扱いを整理し、条例に明記することとした。

【市民参加状況報告（市民参加条例第７条第３項、議会基本条例第13条第４号関係）】

パブリック・コメント手続

［案　　件］ 増築物の取扱いにかかる多治見市営住宅管理条例等の一部改正について

［実施期間］ 令和８年９月29日から同年11月２日まで

［寄せられた意見と市の回答］ 意見なし

議第113号　多治見市火災予防条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨

火災予防条例（例）（昭和36年11月22日自消甲予発第73号）の一部改正を受け、所要の改正を行う。

２　改正内容

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理を行わなければならないこととする（第20条から第23条まで関係）。

３　施行日　令和９年４月１日

【政策の背景及び提案までの経緯（議会基本条例第13条第１号関係）】

１　焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等に鑑み、令和７年度に開催した厨房設備等の基準に関する検討部会の検討結果を踏まえ、令和８年７月３日付けで、火災予防条例（例）の一部が改正されることとなった（令和９年４月１日施行）。

２　１を踏まえ、標記条例の一部改正を行うこととした。

【市民参加状況報告（市民参加条例第７条第３項、議会基本条例第13条第４号関係）】

パブリック・コメント手続

［案　　件］ 多治見市火災予防条例の一部改正について

［実施期間］ 令和８年９月16日から同年10月19日まで

［寄せられた意見と市の回答］ 意見なし

議第114号　多治見市下水道条例の一部を改正するについて

１　改正趣旨及び改正内容

下水道法（昭和33年法律第79号）の一部改正により生じた項ずれについて、標記条例中の引用箇所を改める（第３条関係）。

２　施行日　公布の日又は下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第65号）附則第１条本文に規定する施行の日のいずれか遅い日

議第115号　令和８年度多治見市一般会計補正予算（第４号）

議第116号　令和８年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議第117号　令和８年度多治見市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議第118号　令和８年度多治見市下水道事業会計補正予算（第３号）

令和８年度　会　計　別　補　正　予　算　表

（単位：千円）

議案番号	会計名	補正番号	補正前の額	補正額	補正後の額
議第115号	一般会計	補正第４号	47,541,585	481,391	48,022,976
議第116号	国民健康保険事業特別会計	補正第２号	10,248,797	4,120	10,252,917
議第117号	介護保険事業特別会計	補正第３号	10,980,672	39,498	11,020,170
議第118号	下水道事業会計	補正第３号	6,646,201	20,781	6,666,982
予算総括集計			84,107,154	545,790	84,652,944

令和８年度一般会計予算（補正第４号）の主要内容

議第115号

（単位：千円）

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	全款	職員人件費等	人事異動（採用・退職を含む）に伴う人件費の減額	△ 147,431				△ 147,431
2	全款	職員人件費等	人事院勧告に準じた給料及び期末・勤勉手当等の増額 ※　給料…級別に3.0％～4.0％の増 ※　期末・勤勉手当…0.05月分の増	160,402	7,938			152,464
3	議会費	議員報酬等	①人事院勧告に準じた期末手当の増額（0.05月、592千円） ②現在の議員数での報酬等算出に伴う報酬等の減額（△10,002千円）	△ 9,410				△ 9,410
4	総務費	庁舎・庁用設備等改良関係費	カスタマーハラスメント対策として、電話自動応答機能と通話録音機能を導入することに伴う委託料の追加	19,843				19,843
5	総務費	普通財産保全改良事業費	令和8年8月に取得した陶元町の土地について、駐車場として暫定利用するための工事請負費の増額	6,276				6,276
6	総務費	企業版ふるさと納税事務費	企業版ふるさと納税斡旋事業者利用見込み増に伴う委託料の増額	4,400				4,400
7	総務費	大学誘致関係費	中京学院大学多治見キャンパス整備工事について、令和9年度予定分の工事を令和8年度内に同時施工完了する見通しが立ったことに伴う補助金の増額 ※　財源：地域振興基金	120,000			120,000	
8	総務費	自治組織特定事業等交付金	9月補正予算で計上した高田公民館外部補修工事に係る交付金について、事業計画の変更等により増額が生じたことに伴う交付金の増額 ※　財源：共栄地区住民福祉事業基金繰入金	385			385	

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
9	総務費	生活安全推進事業費	国道19号沿いに設置している啓発看板撤去に伴う工事請負費の追加	6,856				6,856
10	民生費	国民健康保険事業会計繰出金(人件費分)	職員人件費に係る国民健康保険事業特別会計予算に伴う繰出金の増額	4,120				4,120
11	民生費	介護保険事業会計人件費繰出金	職員人件費に係る介護保険事業特別会計予算に伴う繰出金の増額	473				473
12	民生費	高齢者介護予防事業費	高齢者虐待等により養護老人ホームでのショートステイの見込み増に伴う委託料の増額 ※　財源:ショートステイ拡大事業負担金	1,042			310	732
13	民生費	介護保険システム等改修関係費繰出金	介護保険システム法改正対応のため、介護保険事業特別会計への介護保険システム等改修関係費繰出金の増額	39,025				39,025
14	民生費	重度心身障害者医療給付事業費(県単)	医療費助成の見込み増に伴う扶助費の増額 ※　財源:県支出金	25,206	12,603			12,603
15	民生費	重度心身障害者医療給付事業費(市単)	医療費助成の見込み増に伴う扶助費の増額	9,579				9,579
16	民生費	子ども医療給付事業費(市単)	医療費助成の見込み増に伴う扶助費の増額	2,991				2,991
17	民生費	自立支援給付費	自立支援給付費の障害福祉サービス分の見込み増に伴う扶助費の増額 ※　財源:国庫支出金1/2　県支出金1/4	181,529	136,146			45,383
18	民生費	日常生活用具給付等事業費	日常生活用具給付費の障がい者分の見込み増に伴う扶助費の増額 ※　財源:国庫支出金1/2　県支出金1/4	973	729			244

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
19	民生費	訪問入浴事業費	訪問入浴事業費の見込み増に伴う扶助費の増額 ※　財源:国庫支出金1/2　県支出金1/4	617	462			155
20	民生費	日中一時支援事業費	日中一時支援事業費の見込み増に伴う扶助費の増額 ※　財源:国庫支出金1/2　県支出金1/4	1,937	1,452			485
21	民生費	心身障害児通園事業費	多治見市児童発達支援センター(愛称わかば)指定管理委託料のうち、処遇改善加算の報酬改定等に伴う委託料の増額 ※　財源:県支出金、諸収入(障害児通所支援事業収入)	4,129	2,012		2,117	
22	民生費	地域子育て支援ネットワークづくり事業費	①こどもフェスタへの寄附採納に伴う委託料の増額 ②屋内遊び場運営委託事業実施に伴う使用料及び賃借料等の増額	9,712			994	8,718
23	民生費	病児・病後児保育事業費	病児・病後児保育事業の見込み増に伴う委託料及び補助金の増額 ※　財源:国庫支出金、県支出金	1,400	916			484
24	民生費	災害見舞金	令和8年9月8日～11日の大雨災害により被災した世帯に支給する多治見市被災者生活・住宅再建支援金の増額	900	600			300
25	衛生費	過年度返還金(妊婦のための支援給付事業費)	令和7年度決算による国庫支出金の返還に伴う償還金の追加	5,361				5,361
26	衛生費	月見センター管理費	燃料費の高騰による電気料金の増に伴う委託料の増額	929				929
27	労働費	勤労者センター管理費	空調設備機器について、安全部品の取替えが必要であることが判明し、令和9年5月の夏季の冷暖切替実施に間に合うよう早急な取替が必要となったことに伴う修繕料の増額	1,155				1,155

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
28	農林水産業費	ため池整備県工事負担金	金山ため池(県営防災ため池)整備事業負担金の増額 ※　財源:地方債	2,500		2,300		200
29	農林水産業費	有害鳥獣捕獲事業費	有害鳥獣の捕獲頭数の見込み増に伴う報償費の増額 ※　財源:県支出金	1,136	724			412
30	商工費	企業誘致事業費	新テクノパークにかかる適地選定調査業務委託の不用額の整理に伴う委託料の減額 ※　財源:県支出金	△ 4,829	2,090			△ 6,919
31	商工費	陶産地地場産業販路拡張対策費	寄附採納に伴う美濃焼振興事業に係る負担金の追加	3,000			3,000	
32	商工費	意匠研究所管理運営費	市町村支援補助金の交付決定に伴う財源更正				1,276	△ 1,276
33	商工費	人財育成事業費	市町村支援補助金の交付決定に伴う財源更正		1,960		△ 1,276	△ 684
34	商工費	陶磁器技術振興基金積立金	篤志家からの寄附金について、ふるさと応援基金に残されている額を、令和9年度以降の陶芸スタジオ運営事業費に充てるための積立金の追加	3,120			3,120	
35	商工費	陶芸スタジオ運営事業費	陶芸スタジオ整備業務に係る委託料の増額 ※　財源:陶磁器技術振興基金繰入金	1,771			1,771	
36	土木費	道路橋りょう維持費	9月に発生した降雨に伴い、修繕箇所が増加したことに伴う工事請負費の増額	6,000				6,000
37	土木費	河川維持費	9月に発生した降雨に伴い、修繕箇所が増加したことに伴う工事請負費の増額	7,000				7,000

番号	款	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
38	土木費	急傾斜地崩壊対策事業費	県支出金が減額となったものの、事業の早期完成を図るため地方債を増額することに伴う財源更正		△ 11,000	11,000		
39	土木費	下水道事業会計負担金	燃料費の高騰による下水道施設における雨水処理に要する電気料金の増に伴う負担金の増額	3,593				3,593
40	教育費	キャリア教育実施事業費	寄附採納により、精華小学校においてJFA主催のこころのプロジェクト「夢の教室」事業を実施することに伴う委託料の増額 ※　財源：企業版ふるさと応援寄附金	564			564	
41	教育費	小学校管理備品購入費	令和9年度の学級数増等への対応に伴う備品購入費の増額	1,821				1,821
42	教育費	笠原小中学校建設事業費（補助対象分）	国庫補助金の決定に伴う財源更正		10,676			△ 10,676
43	教育費	中学校管理費	時間割作成ソフト導入に伴う備品購入費の追加	1,073				1,073
44	教育費	中学校管理備品購入費	令和9年度の学級数増等への対応に伴う備品購入費の増額	1,846				1,846
45	教育費	医療的ケア児受入事業運営費	令和9年度4月入園予定の医療的ケア児に安全な環境を提供するための備品購入費の追加	397				397
合計（補正額総額）				481,391	167,308	13,300	132,261	168,522

令和8年度　一般会計税等内訳一覧表

（補正第４号）

（単位：千円）

内容		金額
１ 市税		
２ 地方譲与税	自動車重量譲与税	
	地方揮発油譲与税	
３ 利子割交付金		
４ 配当割交付金		
５ 株式等譲渡所得割交付金		
６ 法人事業税交付金		
７ 地方消費税交付金		
８ ゴルフ場利用税交付金		
９ 環境性能割交付金		
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		
11 地方特例交付金		
12 地方交付税	普通交付税	
	特別交付税	
13 交通安全対策特別交付金		
20 繰入金	財政調整基金繰入金	
	（うち可処分）	
	（うち災害留保分）	
21 繰越金		168,522
22 諸収入	市預金利子	
23 市債	臨時財政対策債	
その他一般財源		
合計		168,522

令和８年度　一般会計予算（補正第４号）の主要内容

（継続費）

（単位:千円）

項目	番号	事業名	総額	年度	年割額	財源内訳			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
継続費の追加	1	新本庁舎建設事業	8,478,486	8	0				0
				9	3,391,394		1,715,000	1,200,000	476,394
				10	1,695,698		1,082,400	300,000	313,298
				11	3,391,394		1,297,400	1,756,763	337,231
				計	8,478,486		4,094,800	3,256,763	1,126,923
	2	駅北庁舎改修事業	175,340	8	0				0
				9	70,136		52,600		17,536
				10	35,068		26,300		8,768
				11	70,136		52,600		17,536
				計	175,340		131,500		43,840
	3	接続棟整備事業	290,275	8	0				0
				9	116,110		87,000		29,110
				10	58,055		43,500		14,555
				11	116,110		87,000		29,110
				計	290,275		217,500		72,775

（繰越明許費）

（単位:千円）

項目	番号	事業名	金額	財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
繰越明許費の追加	1	庁舎・庁用設備等改良関係費 （自動応答・通話録音導入業務委託）	19,843				19,843
	2	生活安全推進事業費 （国道19号沿い啓発看板撤去工事　富士見町5）	6,856				6,856

（債務負担行為）

（単位:千円）

項目	番号	事項	期間	限度額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	一般財源
債務負担行為の追加	1	自主運行バス車両購入費	令和9年度	7,566	195	4,200		3,171
	2	陶磁器意匠研究所清掃業務委託	令和9年度	1,872				1,872
	3	消防指令センター消防指令設備保守点検業務負担金(共通分)	令和9年度から令和12年度まで	30,383				30,383
	4	消防指令センター消防指令設備保守点検業務委託(個別分)	令和9年度から令和12年度まで	57,164				57,164
	5	消防指令センター庁内ネットワーク保守委託業務及び指令センター員仮眠用寝具借上料負担金	令和9年度	384				384

（単位:千円）

項目	番号	事項		期間	限度額	財源内訳			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
債務負担行為の変更	1	補正前	本会議会議録調製委託	令和9年度	本会議の時間数に16,000円を乗じ消費税相当額を加算した額及び会議録のページ数に11円を乗じ消費税相当額を加算した額				限度額に同じ
		補正後		令和9年度	本会議の時間数に17,400円を乗じ消費税相当額を加算した額及び会議録のページ数に12円を乗じ消費税相当額を加算した額				限度額に同じ

項　　目	番号	事　　項		期　　間	限　　度　　額	財　　源　　内　　訳			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
債務負担行為の変更	2	補正前	議会だより発行業務委託	令和9年度	議会だより(11月号)1部当たり28.5円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会だより(5月号、2月号)1部当たり単価18.2円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会だより(8月号)1部当たり単価25.3円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額及び議会だより(対話集会概要版発行)1部当たり7.4円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額				限度額に同じ
		補正後		令和9年度	議会だより(8月号)1部当たり25.8円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額、議会だより(5月号、11月号、2月号)1部当たり単価18.5円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額及び議会だより(対話集会概要版発行)1部当たり7.5円に部数を乗じ消費税相当額を加算した額				限度額に同じ
	3	補正前	新庁舎建築工事ヤード確保に係る営業補償費	令和9年度から令和12年度まで	駐車区画1台当たりの営業補償単価に駐車区画台数と日数を乗じた額				限度額に同じ
		補正後		令和9年度から令和12年度まで	55,433				55,433
	4	補正前	選挙公報新聞折込業務委託	令和9年度	1,343				1,343
		補正後		令和9年度	1,625				1,625
	5	補正前	積算システム単価使用料	令和9年度	205				205
		補正後		令和9年度	231				231

特別会計の主な事業内容

議第116号　　（単位:千円）

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	繰越金
国民健康保険事業特別会計（補正第2号）	1	職員人件費	人事異動等に伴う人件費の増額	4,120			4,120	
合計				4,120			4,120	

議第117号　　（単位:千円）

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額	財源内訳			
					国県支出金	地方債	その他	繰越金
介護保険事業特別会計（補正第3号）	1	職員人件費	人事異動等に伴う人件費の増額	473			473	
	2	介護保険システム等改修関係費	介護保険システムの法改正対応改修（令和9年4月施行分）に伴う委託料の増額	39,025			39,025	
合計				39,498			39,498	

企業会計の主な事業内容

議第118号　　（単位:千円）

会計名	番号	事業名	事業内容	補正額
下水道事業会計（補正第3号）	1	営業費用 (汚水ポンプ場費、雨水ポンプ場費、汚水処理場費、月見センター管理受託事業費)	燃料費の高騰に伴う電気料金の増額	20,781
合計				20,781

財政判断指数の見込み

財政判断指標	償還可能年数 （年）	経費硬直率 （％）	財政調整基金 充足率（％）	経常収支比率 （％）	実態収支 （千円）
財政判断指数 （補正第４号）	6.4	77.6	25.6	94.1	△ 2,170,000
財政判断指数 （補正第３号）	6.3	77.2	25.7	93.7	△ 2,200,000
財政判断指数 （補正第２号）	6.6	77.1	21.8	93.6	△ 490,000
財政判断指数 （補正第１号）	6.6	77.1	21.8	93.6	△ 490,000
財政判断指数 （当初予算）	6.5	76.9	21.8	93.4	△ 510,000
財政判断指数（目標値）	7.0	79.0	15.0	95.0	－
財政判断指数（基準値）	10.0	82.0	7.5	98.0	－